

米軍基地関係特別委員会記録
＜第1号＞

平成21年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年11月30日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成21年11月30日 月曜日
開 会 午前10時33分
散 会 午後12時14分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍人車両によるひき逃げ事件について）
- 2 米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書及び同抗議決議の提出について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	山 内	末 子	さん

委員 吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

基地防災統括監 平良宗秀君
警察本部交通部長 當銘健徳君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人車両によるひき逃げ事件についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室基地防災統括監及び警察本部交通部長の出席を求めております。

まず初めに、米軍人車両によるひき逃げ事件について審査を行います。

ただいまの議題について、警察本部交通部長の説明を求めます。

當銘健徳交通部長。

○當銘健徳交通部長 米軍人車両によるひき逃げ事件について御説明いたします。

本件は、本年11月7日、読谷村字楚辺1383番地2北方約200メートル先道路において、歩行中と思われる読谷村伊良皆居住の外間政和さん当時66歳をはねて、同人を救護することなく、現場から逃走し、被害者を死亡させた事件であります。県警察では、現在、ひき逃げ事件として所要の捜査を実施しているところであります。

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

次に、知事公室基地防災統括監の説明を求めます。

平良宗秀知事公室基地防災統括監。

○平良宗秀基地防災統括監 ただいま議題となっております米軍人車両によるひき逃げ事件について、県の対応を御説明いたします。

去る11月7日、読谷村で発生したひき逃げ死亡事件については、県警察の捜査により、在沖米陸軍所属の軍人が被疑者とされております。県は、これまで米軍人等による事件・事故が発生するたびに、米軍及び関係機関に対し、再発防止及び隊員教育の徹底を強く申し入れてきたところであり、今回の事件は、被害者を現場に放置した人道上あるまじき悪質な事件であり、極めて遺憾であります。県においては、11月10日にハワイで米太平洋軍司令官、15日に岡田外務大臣及び24日に在日米軍沖縄地域調整官に、仲井真知事から県警察の捜査に協力するよう強く申し入れております。また、在沖米陸軍第10支援群司令官及び在日米軍沖縄調整事務所長に対して20日に県から、軍人等の服務規律の確保や交通安全対策の教育徹底に万全を期すとともに、引き続き、県警察の捜査に全面的に協力するよう、強く申し入れたところであり、

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室基地防災統括監の説明は終わりました。

これより、米軍人車両によるひき逃げ事件について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に願ひいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 皆さんは事件として容疑者として確定して、今やっているわけですよね。その中でよく言われている身柄引き渡しですか、それについて正式に要請はしてきましたか。

○當銘健徳交通部長 米軍に対する身柄引き渡し要請ということですね、引き渡しは現在のところ、要請はやっておりません。

○前田政明委員 それはなぜですか。

○当銘健徳交通部長 現在、所要の捜査を実施中でございます。

○前田政明委員 基地外に住んでいて事件を起こしたと。本来なら住所が基地外ならば、皆さんは家宅捜査もされたわけですよね。それはどういう根拠に基づいて家宅捜査をされたんですか。

○当銘健徳交通部長 家宅捜査というものについては、やはり事件を固めるということで国内法に基づきまして、所要の手続を踏んでやっているところでございます。

○前田政明委員 新聞報道などによりますと、容疑者は皆さんの取り調べと申しますか、それについて協力的なのか、どういう状況になっているのかちょっと教えてもらえませんか。

○当銘健徳交通部長 11月11日から3日間にわたりまして出頭要請をいたしまして、取り調べを実施いたしました。14日以降現在に至るまで出頭には応じておりません。ただ、必要な捜査というものにつきましては、米軍当局の協力を得ながら現在実施しているところでございます。

○前田政明委員 その理由は何ですか。出頭しない理由というのは。

○当銘健徳交通部長 被疑者がどのような理由で出頭を拒否しているかということについては不明でありますけれども、米軍からは本人は取り調べのための出頭要請に応じる考えはない旨を述べているということで説明を受けたところでございます。

○前田政明委員 これは一般的な民間の事件だったらそういうことはあり得るんですか。要するに米兵ではなくて、私たち一般国民の場合ですね。こういう事例はあり得るのか、その場合はどうなのか。

○当銘健徳交通部長 任意捜査という段階のものということであれば、当然本人は出頭要請を拒否することはございます。

○前田政明委員 今は任意捜査ということですか、この事件は。

○當銘健徳交通部長 今現在は警察のほうとしては、米軍側のほうに被疑者ということで通報をして所要の捜査を実施し、米軍当局からも協力を得ながら実施しているところでございます。

○前田政明委員 いろんな新聞報道などによりますとDNAとかいろんな物証と申しますか、そういうものについては大体確定されているというような報道もありますけれども、その辺はどうなんですか。

○當銘健徳交通部長 その件に関しましては、新聞報道があるということについては承知しておりますけれども、捜査手法のことでございますので詳細についてはお答えは控えさせていただきます。

○前田政明委員 私は本当にこの許しがたい事件を見ていて、本来は基地外だったら基地の住所に戻るべきなんですよ。ところが基地の中に入ってしまうと、アメリカの領域になってもう全く手が出せないという、こういう不当な状況になっていることは許せないと思います。それで、今この米兵は基地の中でどういう状況なんですか。いわゆる自由に一般生活をしているのか、それともどういう形で拘束されているのか。その辺はどうなんですか。

○當銘健徳交通部長 現在、我々が把握している分につきましては、米軍当局において禁足処分をしているということで承知しております。

○前田政明委員 禁足処分というのはどんなものなんですか。

○當銘健徳交通部長 米軍当局からの通報によると、施設の限られたスペースの中で部隊の上官の24時間監視つきということで、限られた範囲内で行動するというところでやっていると聞いております。

○前田政明委員 新聞報道では、新しい在日米軍沖縄地域調整官、ロブリング中将は全面協力を固く約束したと、外間さんの死は非常に悲しいことだということで、県警察の協力を強調したと知事との話の中にありますけれども、この在日米軍沖縄地域調整官の表明と今の実際の対応とはやはり随分違うなど。やっぱりこれは米軍基地の指揮管理者、権限を持つ上司がやっぱりちゃんとや

りなさいという形で出頭に応じると、ちゃんと容疑について受けなさいというふうにするのが僕は普通だと思うんですけどもね。このところは皆さんはどう認識しているんですか。

○**當銘健徳交通部長** 現在、米軍との協力関係につきましては、こちらの必要な捜査のほうについてはそれに応じて捜査の協力をいただいているところでございます。

○**前田政明委員** 一応住んでいるところが基地外だと、そこで生活をしている。そうであれば当然、皆さんは家宅捜査をしているわけで、やっぱり私は米軍としては、いやあなたは出ていきなさいと、自分の住んでいるところに帰れと、そしてちゃんと属地主義すなわち日本の警察に在日米軍沖縄地域調整官も言っているわけだから協力してやりなさいと、基地から住んでいるところに帰りなさいというのが普通だと僕は思うんですよ。禁足というのはね、これはその上司が彼を守るために、すなわち皆さんの捜査に協力しないようにやると。これまでの事例からいえば部隊の命令で異動していなくなったとか、そういう意味で十分に証拠が固められなくて立件ができないというような、泣き寝入りになるような状況もいっぱいありますよね。そういう面では皆さんの捜査の中に日米地位協定というのが影響する部分もあるんですか。さっき言った11月14日から容疑者が応じない、出頭しないということに対しても直接かかわれないということについて、やっぱり日米地位協定上の弊害があるのかどうか。

○**當銘健徳交通部長** 日米地位協定の絡みにつきましてはこれは国のものがございます、我々のほうではお答えする立場にはございません。

○**前田政明委員** だから、捜査に影響はないの。

○**當銘健徳交通部長** 必要な捜査事項のほうにつきましては、米軍の協力を得ながら現在捜査中でございます。

○**前田政明委員** 繰り返しますけれども、では11月14日から出頭に応じないと。この状態がずっと続くんですか。

○**當銘健徳交通部長** ずっと続くかどうかということについては、今お答えする立場にはございませんが、我々警察のほうとしては必要な捜査は現在着々と

進めているところでございます。

○前田政明委員 私はやはり日本の領土において米軍犯罪を犯していると、これは本当に許せないし基地の中に逃げ込んだら事情聴取に応じなくてもいいと。それが禁足という形で自由にね、実際上はどうなっているかわかりませんよ、自由に日常生活を送っていると。そういう面では、重大な犯罪を犯して死者も出しておきながら、そういう形で平気であるということは極めて異常だと思いますよ。だからそういう面では、日米のこの裁判権の問題だとかその他の密約の問題とかあるかどうかは、皆さんが答えることではないかもしれませんがけれども、本当に何と言いますか、基地の外に住んでおきながら基地の中に逃げる。そしてこういう事態を引き起こしていると。そういう面では今のこの状況をぜひ頑張ってください、身柄引き渡しは本来であればもう事情聴取に応じて固めて、当然裁判にも耐えられるという形で皆さんとしては普通やるわけですよ。そうしたら身柄引き渡しをやる前提というのは、これは捜査にかかわるかどうかかわかりませんが、身柄引き渡しを求めるという前提というのは大体どのような状況なんですか。

○當銘健徳交通部長 身柄の引き渡しというものにつきましては、先ほど答弁したとおり、国が判断することでございますので、お答えする立場にはございません。

○前田政明委員 私はやっぱり、今の政権が速やかに身柄引き渡しを要求してちゃんとした捜査ができるようにすべきだと思うんですけども、今皆さんはこれは県警察としては、上部の政府の直接関係するところとはこの問題については相談しているんですか。

○當銘健徳交通部長 関係機関とも連携を図りながら、現在、捜査を進めているところでございます。今、県民が重大な関心を持っているということにつきましても重々承知していることでございますので、県警察としては必要な捜査を着々と進めているところでございます。

○前田政明委員 そういう意味では本当に身柄引き渡しを米軍は速やかにやるべきだし、ちゃんと犯罪捜査に協力すべきと思うんですね。そういう面では今の日本国憲法のもとで、ただでさえ米軍基地があるがゆえの犯罪で事件・事故の被害を受けているにもかかわらず、なお、こういうことで捜査に支障を来し

ていると。本人が出頭を拒否したら十分な対応ができないというのは、本当にこれは主権国家としてあるまじきことだなと思います。だからそういう意味で、改めて県議会としても明確な意思表示をする必要があるなと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 當銘交通部長にお伺いしたいと思います。今、前田委員からいろいろと質疑が出ていましたけれども、本人はこの新聞記事にも出ていますけれども、自分をはねたと思うという意識はあるんですか。調書の中でどうですかね。この新聞に出ているとおりはですか。

○當銘健徳交通部長 中川委員が今おっしゃった、新聞報道されたということについては承知しております。しかし、この件に関しましては捜査上の問題もありますので、答弁については差し控えさせていただきます。

○中川京貴委員 ここに資料で、過去5年間でこういった事件・事故が発生しておりますけれども、全6件逮捕というのがありますけれども、逮捕できなかった事件はありますか。

○當銘健徳交通部長 今、中川委員がおっしゃるのは確認いたしますが、ひき逃げ死亡事故に関しての話ですよ。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員が質疑の趣旨はひき逃げ事件だけではなく米軍と断定したが検挙できなかった事例があるかということと説明。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。
當銘健徳交通部長。

○當銘健徳交通部長 交通のほうの関係につきましては、私の承知している限りでは、ありません。

○中川京貴委員 ではひき逃げ死亡事故でもないし、死亡ではなくても例えば

人身事故、自転車を転ばせたとか、けがをさせたということで、ある程度県警察本部がこれは米軍の車両だと断定したけれども検挙できなかったことはない、ということで理解してよろしいですか。

○**当銘健徳交通部長** 犯人の特定をやっているものであれば、今のところそういう事件はございません。

○**中川京貴委員** やはりですね、これはもうこの米兵によるひき逃げ事故ということで各市町村からもいろんな要請が出てまいりまして、私たち自由民主党も、この問題について防衛省や外務省にも即要請してまいりました。その中で出たのが、防衛省ができる仕事または外務省ができる仕事を精一杯やっていきたいという説明がありましたけれども、やはり僕は県警察本部としてもこの歯がゆさ、この悔しさというのがやはり表現できないほどあると思うんですけれども、やはりその大きな問題は日米地位協定ですか。

○**当銘健徳交通部長** 先ほど申し上げたように、日米地位協定に関してはお答えする立場にございませんですけれども、捜査に関しましては、必要な捜査については現在着々と進めているところでございます。

○**中川京貴委員** では交通部長、その着々と進めているということなんですけれどもね。先ほども前田委員からありました、やはり読谷村、地元としても県民としても、これはどういう形で結果が出て事件が解明されるかというのが一番の被害者はもちろん、県民の思いだと思うんですけれども、これについて交通部長、めどというんですかね、これからの取り組みというか、私たち県議会もちょっと歯がゆくてしょうがないんですけれども、それについても説明ができれば。

○**当銘健徳交通部長** 事件というものは生き物でございまして、我々としては要するに起訴まで持ち込めるだけの捜査というものは、それで捜査していかなければならない立場でございますので、現時点でいつまでにやる云々は申し上げる段階ではございません。

○**中川京貴委員** これは交通部長か知事公室か、どちらが答えるかよくわからないんですけれどもね。ここに各市町村からまたいろいろと要請文が出ている中で、自由民主党もこの加害者の遺族に対する謝罪と完全な保障を早急にする

ことということでやっているんですが、これまで米軍関係で事件または事故が発生して、言葉では保障しなさいと言うんですけども、実際にそれは保障されていない例がありますか、米軍関係で。

○平良宗秀基地防災統括監 保障されていないというものは把握はしておりませんが、そういった報告というのはないんですが、通常のこういった交通事故などについては保険とかそういったもの、あるいは当事者同士の話し合いで行われるというのがまず最初で、その後その第1当事者—この場合は被疑者ですけども、資力がない場合とかそういった場合には日米地位協定の第18条第6項に基づいて沖縄防衛局で被害状況についての調書をつくって、そしてその被害額などを米軍と調整をして、そしてその被害者の方に申し入れをする。それでも話が整わない場合には、裁判で被害を賠償させるという仕組みになっています。

○中川京貴委員 これは要望したいんですけどもね。これは委員長の了解をもらって後でお諮りしていただきたいんですが、ここにひき逃げ死亡全6件を含めてやっぱり県民の生命を安全を守る立場から、私ども県議会議員も過去にそういった被害者がいながらしっかりと保障がされていない、我々はその都度保障も、またその被害者の遺族に対する謝罪とか保障をずっと求めてきたんですよ。これはこういった事件・事故というのは、やはり基地があるがゆえの事件・事故ではないかと、多くの県民からのおしかりもあります。しかしながらその事故が起きた後に、言葉では簡単なんですけど謝罪をしますよと、保障しますよと、この保障がしっかり行われているのかどうかを県としても調べて報告していただきたいと思っておりますけれども。裁判になって結果がどうなったのかとか、いまだに解決していないのかどうかとか。そして家族は納得していないとかそういったことも含めて。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が中川委員から要望のあった資料を交通事故に限って提出するように執行部へ依頼)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 ちょっと重複する部分もあるかと思いますが、当初その2等軍曹は自分のはねたと思うということで、また弁護人のほうも遺族への賠償金の準備も始めたというような、本当に当初はそういう報道もあったぐらいですので、その後3日間聴取には応じていた。その後、本当にもう出頭してこなかったというところの部分で、その3日間の聴取の中で実は弁護人のほうを取り調べの方法について通訳の問題ですとか、いろんなことの疑念を報道の中で発していたのを記憶しているんですけども、その件について取り調べの方法とかで、弁護人のほうから何かしらの要請とか意見とか質疑とかがあったのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○當銘健徳交通部長 そういうマスコミ報道があるということについては承知しております。弁護人からの警察に対するものについてはありません。

○山内末子委員 この事件はすぐに解決するのかなと思っていたんですけども、実はこの弁護人のほうの意思が大変強いのかなという思いをしまして、アメリカの捜査の状況と日本の捜査の状況との中で、今可視化の問題とかいろいろ出てきておりますけれども、そういう問題についてやはり可視化がないからこういうような疑義が生じてくる。特に通訳の問題というのはこちらがこう言ったとしても、どうやって通訳されているのかがわからないという疑念が生ずるのが、いろんな米軍関係のそういった捜査の中で起きてくるものだと思うんですよ。これまでの経験も含めてこういう問題が、やっぱりこれは米軍犯罪の捜査にちょっと障害になっているのではないかなと思っておりますけれども、その件について交通部長の見解をお聞かせください。

○當銘健徳交通部長 県警察のほうにおいては、通訳体制というものにつきましてはそれなりの専門職員を配置いたしております。そのほかの件に関しましては、捜査手法の話でございますのでお答えは控えさせていただきます。

○山内末子委員 捜査手法がどうだとかというものが我々はわからないから、皆さんもわからないものですから、なぜ最初はすぐに自白なりそういう形になっていくのではないかなと思ったんですけども、そこで疑念というものが生まれてきたからこそ4日目から聴取に応じていないのではないかという、そういう疑念も出てくるわけですね。ですから、そういう疑念があるのであればもう少し具体的になぜ聴取に応じていないのか、そこも含めてしっかりとこれ

は米軍のほうにも県警察のほうから、弁護人が言っている期限のない取り調べには応じられないというような問題ではなくて、なぜ応じられないのかというところをもう少し積極的に聞いていただいて、そこのほうもしっかりと、それであるならばできる範囲の中で捜査に応じられる状況というものをつくり出していくというのも、これは大切なことかなと思うんですけどもどうでしょうか。

○**当銘健徳交通部長** 現在、あらゆる方法で捜査を進めているところでございまして、捜査手法に関しましては具体的に今お答えする立場にはございません。

○**山内末子委員** 基地防災統括監にも同じような形ですね。日米地位協定の改定の中でやはりこういったことというのは、とてもアメリカと日本の捜査の違いというんですか、アメリカのほうは本当にそういった取り調べの中では、もちろんその中でビデオなり可視化というのは当然のごとく行われていまして、日本のほうは今まだ全然されていなくて、今の政権の中でそれを進めている状況ではありますけれども、そういうことを含めてやはり特に沖縄のこういった米軍絡みの事件のときには絶対に必要なんだというような形で、そういうところからの日米地位協定の改定に向けても、沖縄側からすごく強く言える問題だと思うんですよ。ですから県からも今考えていただいて政府に要請をしていく、外務省それから在沖総領事館ともその辺のことを含めて、こちら側の見解という形で述べていくようなことも必要ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○**平良宗秀基地防災統括監** 今お話のように、県では身柄の引き渡しについて要請をしているところですが、その要請をしている中で前にもお話ししたかと思うんですが、議論になっていると聞いているのが捜査なりそういった手続の違いがあって起訴前の引き渡しというものについて、米側と日本政府のほうでなかなか意見が整わないと。したがってその見直しの実現も困難なものがあると聞いておりますけれども。しかし今お話があったように、捜査の必要に応じて身柄の引き渡しの請求があれば、引き渡すべきだということは県も独自でやっておりますし、また沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会でもやっておりますし、また渉外関係主要都道県知事連絡協議会でも取り上げて要請しているところです。こういった状況も踏まえながら、また引き続き要請を強く行っていきたいと思っております。

○山内末子委員 もう一度交通部長にお伺いいたしますけれども、今回まだ引き渡しについての要求もされていませんけれども、いつの段階でどういう状況になった場合に次の展開が起きてくるのかということをお聞かせください。

○当銘健徳交通部長 今後の捜査の状況を踏まえながら、適切に判断をしていきたいと考えます。

○山内末子委員 ですからその捜査の状況なんですけれども、捜査の状況の中で、今の状況と違う展開というものはどういうものが出てきたときに逮捕状ということを考えていますか。

○当銘健徳交通部長 これは捜査の手法の話でございますので、お答えは控えさせていただきます。

○山内末子委員 なかなか本当に進まないんですけれども、一日も早くいろんな状況をとにかく固めていただいて、もう一日でも早く逮捕状を請求していただいて、また知事公室の中でも県のほうでもしっかりとこれは政府に求めていくということも、県側もぜひ要望していただきたいと思います。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はございませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 ちょっとよくわからないので。容疑者というのはどういう形で、どういう法律で容疑者を認定するんですか。

○当銘健徳交通部長 今回のものにつきましては、要するに交通事故という形でございますので、当然交通事故というものについてはまあ過失致傷というもの、それからひき逃げ、救護義務違反、事故の不申告という形の構成要件がございますけれども、これらを総合的に判断しながら、ある程度この人がやったのではないかということの判断の中で、容疑者いわゆる被疑者という形で特定をしていくということでございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、家宅搜索をしましたよね。家宅搜索をしたのは恐らく令状に基づいて家宅搜索をするわけだから、それなりの根拠があって家宅搜索をするわけですね。その前段階の、いわゆる家宅搜索をする前の皆さん

の捜査、要するにYナンバーという形で車両にそういうのがついていたということで、その家宅捜索の令状の内容というのはどういうふうに出したんですか、検察に。

○**当銘健徳交通部長** これにつきましては捜査の事項でございますので、捜査に支障がございますのでお答えできません。

○**吉田勝廣委員** 令状の関係でも。それはおかしいんじゃないの。令状出して検察があれやるんだのに。

○**当銘健徳交通部長** ちゃんと法の手続にのっとって令状を請求し、令状を執行したものでございます。

○**吉田勝廣委員** それは当たり前だよ。だから検察は家宅捜索をさせるわけだから。私はその令状の内容の話をしているんですよ。

○**当銘健徳交通部長** 捜査に支障がございますのでお答えは控えさせていただきます。

○**吉田勝廣委員** 捜査にと言ったって、新聞はいろんなことをいっているわけだから。皆さんはYナンバーを調べてそこに血痕がついて何かしたから家宅捜索をしたわけでしょう、結局は。それがないとできないわけでしょう。

○**当銘健徳交通部長** マスコミの報道があったということについては承知をいたしております。捜査に支障がございますのでお答えは控えさせていただきます。

○**吉田勝廣委員** ではちょっと質疑を変えます。このYナンバーは車庫証明はありましたか。

○**当銘健徳交通部長** その件に関しましては現在捜査中でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○**吉田勝廣委員** いや、車庫証明までもそんなに捜査の支障があるんですか。

○**當銘健徳交通部長** 答弁を控えさせていただきます。

○**吉田勝廣委員** これ質疑できないんじゃないの。もう一つはこの車に保険が入るでしょう。任意保険というやつですよ、最近いわゆる日米地位協定の運用の改善で対物は幾らという保険。この車両はこの保険には入っていますか。

○**當銘健徳交通部長** 現在、捜査中でございます。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員から執行部へYナンバーの車庫証明及び任意保険の状況について把握しているか確認。)

○**渡嘉敷喜代子委員長** 再開いたします。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** その件について調べたことはありますか。いわゆるYナンバーが車庫証明を取って任意保険に入っていると、その件数とか調べたことはありますか。

○**平良宗秀基地防災統括監** Yナンバーの登録申請台数と保管場所の証明書が添付されている台数というものについては登録台数が3293台、平成21年1月から3月の間のものですが、3293台に対して車庫証明が添付されている台数は19台と聞いております。さらに先ほどの任意保険については、Yナンバーを登録する際には任意保険の加入証明や納付証明などが必要書類とされていて、この時点では100%加入されていると聞いております。

○**吉田勝廣委員** 村の場合は車庫証明がなくてもいいんだけど、米軍の場合はそういう車庫証明が必要なのか何かと聞いているわけですね。そしてもう一つ、今の任意保険ということでYナンバーが車庫証明を取るときにはですね、今統括監言ったでしょう、取るときには任意保険に入ることと。車庫証明がないときには任意保険に入らなくてもいいということになるの。

○**平良宗秀基地防災統括監** Yナンバーを登録する際に確認をすると。任意保険の加入証明や自動車税の納付状況を確認するということです。車庫証明とは

関係がないです。

○吉田勝廣委員 交通部長にお聞きします、この家宅捜索をしたときに本人はそこに立ち会いましたか。弁護士は立ち会いましたか。

○當銘健徳交通部長 これも捜査手法のことですので、お答えは控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 ではもう一つ、その家主が立ち会ったのか。今僕が言いましたね、本人か弁護人かあるいは今さっきの家主かどうか。これはどうなんですか。

○當銘健徳交通部長 これもお答えは差し控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 新聞報道では家宅捜索した日は10日と言っていますから、事件を起こしたのは11月7日土曜日ですね。そうすると、皆さんが任意出頭の要請をして家宅捜索をした。もう皆さんは10日に家宅捜索をするわけだから早い段階で容疑者と認定しているわけですよ、この日数から見ると。7日に事件を起こしてすぐ。そうすると容疑者と認定するのは早いわけですね。だからそれなりの根拠があるから早いわけですよ。そして、ある意味ではその家宅捜索をしていろんなものが出てきて、もう限りなく証拠固めをして次へ進むんだらうと、それで任意同行を持ってきたと。それで私がもう一度聞きたいのは、この米兵はいわゆる基地外に住宅を構えていると、住宅費は日本政府が払っている、すると本人はなぜ基地に行ったの、自分の住宅に戻らないで。本来彼は基地中に自分の住宅がないわけよ。自分の本当の家は基地外の住宅なのよね、これはどういうことですか。

要するに11月7日に事件を起こしましたと。経過をたどるとこの容疑者はいわゆる修理工場に出しているわけね。皆さんは早い段階で容疑者と認定をしてから家宅捜索を10日にやっているわけですよ。僕が今聞いているのはこの容疑者はそのときに立ち会ったのか、弁護士が立ち会ったのか家主が立ち会ったのかそれが言えないというから、ではこの人は自分の持ち家は読谷村内にあるが、この人はいつ基地の中に入ったんですかということですよ。今はどこに住んでいるのかと。それは禁足令があるから多分基地の中に住んでいるのだらうというのはわかりますよ。基地の中にいつに入ったのかと、そこを聞いている。

○**當銘健徳交通部長** 本人が基地の中にいつ入ったかということについては把握しておりませんが、9日から禁足状態にあるということは承知しております。

○**吉田勝廣委員** 今の皆さんの話からすると、9日にはもう基地の中に入ったということですね。日曜日に入っているわけよ、土日だから。次に基地防災統括監にお聞きします。基地の中に米軍が入ると基地外にいるのと、日米地位協定上、逮捕要件とかあるでしょう、いろんな違いがあるでしょう。今公務外と公務中がよくわかっていないと言うから、もう一つその基地の金網の中にいるのと外にいるのとどう違うの。日米地位協定上、逮捕要件とか調べるときに。

○**平良宗秀基地防災統括監** 基地の中において、その当人の取り調べをするというときには、基地の司令官の許可を得て取り調べをするものだとして理解しております。基本的にはそうだと考えております。

○**吉田勝廣委員** 皆さんの任意出頭を求めるときに、この出頭要請は文書か口頭か、それから本人かあるいは弁護人か、あるいは基地司令官か、ちょっと答えてくれませんか。

○**當銘健徳交通部長** 県警察のほうから米軍の捜査機関を通して要請は求めたところがございます。

○**吉田勝廣委員** その捜査機関は上位、例えば捜査機関はトリイ通信基地の取調官か、それともこの在日米軍沖縄地域調整官のトップクラスの捜査官なのか。それはどこに出している。文書か口頭かというのもありますよ。

○**當銘健徳交通部長** 陸軍の捜査機関に口頭で要請しております。

○**吉田勝廣委員** 口頭でいいますと、任意に応じてその後も同じ口頭ですか。

○**當銘健徳交通部長** 要請は口頭で要請を続けております。回答も口頭で回答がございましたけれども、出頭要請のほうにつきましては、こちらの私のほうが求めに応じるように協力をしてくれという形で、米軍基地まで出向いて行って要請をしているところがございます。

○吉田勝廣委員 それは陸軍の、いわゆる法務官というか訴訟にかかわるとか、そういう担当の、階級は大体どのクラスですか。

○當銘健徳交通部長 私が要請したのは、陸軍のトリイ基地の副司令官に要請をいたしております。捜査機関のほうにつきましても引き続き担当レベルでも要請を続けているところでございます。

○吉田勝廣委員 大体何回ぐらいやりましたか。

○當銘健徳交通部長 出頭要請というものにつきましては、ほぼ毎日やっております。

○吉田勝廣委員 すると沖縄県はこの捜査に協力するというようなことを今まで何回ぐらいやりましたか。

○平良宗秀基地防災統括監 協力要請は米太平洋軍司令官それから外務大臣、そして米軍の在日米軍沖縄地域調整官、さらに在日米軍沖縄調整事務所長、そして米陸軍の第10支援群の司令官に対して協力要請を行っております。

○吉田勝廣委員 それはわかっているのですが、これまで何回やりましたかと聞いているんだよ。いわゆる米軍当局か司令官に何回か。

○平良宗秀基地防災統括監 関係機関を含めて、延べ5回やっております。

○吉田勝廣委員 いや、私が言っているのは交通部長は出かけて行って、トリイ通信基地の副司令官と会って毎日出頭要請をしていると。沖縄県は在日米軍沖縄地域調整官に1回だけ会ったんですか、それともトリイ通信基地まで行ったんですかということを知っている。

○平良宗秀基地防災統括監 面談の際、知事は在日米軍沖縄地域調整官に協力するよう申し入れております。米太平洋軍司令官にも面談の際に申し上げております。岡田外務大臣にも当人に申し入れをしております。在日米軍沖縄調整事務所長と在沖米陸軍第10支援群の司令官に対しては電話で申し入れをしております、口頭ですね。

○吉田勝廣委員 要するにトリイ通信基地には行ったこともないし、在日米軍沖縄地域調整官に1回だけやりましたということですよ。何かやりましたか。

○平良宗秀基地防災統括監 先ほどお話ししましたがちょっと説明が足りなかったですけども、在沖米陸軍第10支援群というのはトリイ通信基地にいる司令官です。

○吉田勝廣委員 そうしてこれまで皆さんの努力にもかかわらず、11月7日からきょう11月30日ですね、まだうんともすんとも言わない、米軍は余計かたくなになっているという感じがします。そうすると今度はもう一度見方を変えて、これは国内法の場合、例えば被疑者が日本人の場合、皆さん方はまず家宅捜索をしましたよね、要するに任意出頭に応じない場合は、次の手はどういう形になりますか。

○當銘健徳交通部長 今吉田委員がおっしゃるのは捜査手法の話になってきますので、事件ごとにそれぞれ捜査手法というものは変わってまいりますので、一般論的に言うのであれば強制捜査する場合がありますし、そのまま任意捜査でいく場合もございます。

○吉田勝廣委員 僕はそこを聞いているんだよ。要するに家宅捜索までして容疑を固めたわけだから、次の一手は僕らも大体わかりますよ。家宅捜索をして容疑者を固めて、仮に任意捜査と強制捜査の比率にすると何%ですかと僕が質疑をしたら答えてくれますか。

○當銘健徳交通部長 お答えできません。

○吉田勝廣委員 それでですね、ここに日米地位協定の関係があると僕は見ているわけですよ、基地の外と中の問題があるから。皆さん日米地位協定は政治の問題だから言えないというのかもしれないけれども、そこに日米地位協定の壁があるんですよ、だから基地の中に入るわけですよ。それで禁足令を出すわけですよ、皆さんが容疑を固めているから。本人も恐らく一僕も基地の中にいましたからよくわかりますよ、禁足令の内部は大体わかりますよ。けれどもやっぱり皆さんがはっきりというか、国内法と今の日米地位協定における捜査の方法ですよ。この違いがあるから、壁があって今踏み込めないではないですか。

○**當銘健徳交通部長** 日米地位協定に関することにつきましては、先ほどから申しているとおりに、国の判断するというところでございますのでお答えできません。

○**吉田勝廣委員** 僕が聞いているのはこの日米地位協定の内容—このよしあしを言っているわけではなくて、僕が言っているのは皆さんは日米地位協定に基づいて捜査をしているわけでしょうということですよ、そういうことでしょう。日米地位協定に基づいて捜査をしているわけだから。国内法と違うでしょうということのをさっき言ったでしょう。だから皆さんはもしこの容疑者が自分と同じ住宅に住んでいれば任意出頭を求めて、それがなかったら強制執行をして呼ぶことができると言っているわけでしょう、結局は。捜査の方法に違いはあるわけだから。だからそこに日米地位協定のあれがあるんですよと僕は言っているわけですよ。

○**當銘健徳交通部長** 県警察といたしましては、日米地位協定の枠組みは規定された法の手続に従って、事実の真相究明に努力しているということでございます。

○**吉田勝廣委員** さっきからそう言えばいいんですよ、僕らはわかっているんだから。だから日米地位協定の政治判断どうのこうのはこれはいいわけですよ。僕が言っているのは今の捜査は日米地位協定上でやっている。しかしその軍人が容疑者がもし日本人だったら、任意出頭に応じない場合は強制執行もあり得るということと言っているわけだから。だからこの容疑者がなぜ基地の中に入ったのですかと、しかも日曜日だからこれは。皆さん方が家宅搜索したのは10日でしょう。だから皆さんは僕に何も言わないから、立ち会ったかどうかということと言わないのに。だから僕らはそれはわかりませんよ。だからある意味では、日米地位協定を適用させるために彼らは基地の中に入るわけですよ。そういう事例は今までにいっぱいあるんですよ。だから僕が言っているのは、その壁を崩すためには皆さんの捜査が今非常に早くやらないといけないんじゃないかと思うんですよ、そういう意味ではね。頑張ってくださいというのも変だけれども、この辺はやっぱりここまで来ている以上は何らかの形で身柄引き渡しというか、もうちょっと上の段階で、いわゆる起訴というか何というかわかりませんが、この辺のことをやる必要があるのではないかなと私は思いますけれどもね。交通部長、どうですか。

○**當銘健徳交通部長** 先ほど答弁したとおり、その枠の範囲内で必要な捜査等々を進めて、早急に全容解明ができるように努めてまいりたいと考えております。

○**吉田勝廣委員** ちょっとまとめますけれども、要するにこの容疑者が基地の外にいて住居を構えていた。住所が読谷村にあるわけだから、基本的には基地の中に住む場所がないわけね。それで、もしこの住所に行った場合には、日本国内法の適用ができて捜査のいろんなことができたこと、さっき交通部長はここはお認めになりましたね。

○**當銘健徳交通部長** 今の件に関しましては認めますかという話でございますので、やはりこの件に関しましても捜査の一つのことになりますので、お答えは控えさせていただきます。いずれにしても警察のほうとしては、法の手続の範囲内において全容解明に努めていきたいと考えております。

○**吉田勝廣委員** 心の中ではそう思っているのかもしれませんが、僕ははっきり言ってそう思いますよ。だからこそ、壁にぶつかっていくんだから。そこはピリッとやったほうがいいですよ。そうしないとアメリカ人は言うこと聞かないよ。最後に、基地防災統括監、これまでさまざまなこういう事件がいっぱいあるでしょう、県としてちょっと弱いのではないかなと僕はいつも思うね。これはまた県警察とは違うから。金武町伊芸区の事件もそうだし、この間の酒気帯びひき逃げ運転もそうだし、そういうのが頻繁に起きてきているわけだから。やっぱりそれはきちっとした態度で、ただ物事を司令官に要請した、外務大臣に会ってやったんじゃないかとね、やっぱりそれなりのもっと強い行動を起こすべきではないかなと私は思いますよ。どうですか。

○**平良宗秀基地防災統括監** それぞれの事件・事故について、発生した際に今お話が十分ではないという御批判をいただいておりますけれども、そういった要請等を行って事件解決に向けて知事部としても行動をしているつもりでありますけれども、さらにその事件の内容が解明されてそういった原因なりあるいはその後の措置なりについても、さらに措置されるようにこれからもまた要請のあり方も検討していきたいと思っております。

○**吉田勝廣委員** 解明されたからやるのではなくて、県警察は容疑者としてい

るわけだから、県警察は黒と思っているんだからさ、あなたはそこをそういうことを言ったらだめだよ。もう一つは国内法の適用と今の日米地位協定上の適用の違いね、ここはやっぱり県警察として僕はその捜査の手法において、この事件に限らずこれまでの米軍事件にかかわるようなことは、やっぱり明確に区別をして明らかにするべきであろうと。そのほうがすっきりする。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 先ほどからある報道の記事ですが、県内で過去5年間に起こったひき逃げ死亡事件について全6件を逮捕していたという報道について、これは間違いありませんか。

○**當銘健徳交通部長** 新聞記事に過去5カ年間ということで、6件ということでございますけれども、死亡ひき逃げ事故の発生につきましては9件ございます。これはすべて被疑者は日本人でございます。

○**照屋大河委員** 9件についてすべて逮捕していますか。6件はそうだと書かれています。

○**當銘健徳交通部長** すべて逮捕しております。

○**照屋大河委員** この9件について、容疑者の特定から逮捕状の請求までの時間、逮捕状を請求してから逮捕までの時間というのはどれぐらいかかっていますか。

○**當銘健徳交通部長** この9件のうち緊急逮捕が3件、通常逮捕が6件でございます。

○**照屋大河委員** その違いを説明していただけませんか。

○**當銘健徳交通部長** 緊急逮捕という場合は容疑性が十分にあるということで、ほぼ現行犯に近いという逮捕が緊急逮捕でございます。それから通常逮捕というものは、所要の捜査を行って裁判官に令状を請求して逮捕令状をもらって逮捕するというのが通常逮捕でございます。

○照屋大河委員 通常逮捕における容疑者の特定、先ほども申し上げましたが、特定してから逮捕令状の請求、それから逮捕までの時間というのはどれぐらいかかるんですか。

○當銘健徳交通部長 これは一概には申し上げられません。時間のかかるものもあれば、相当の期間を経過するというものもございまして、やはり証拠が多く残っていると、この解明が早いというものにつきましてもは早いけれども、それぞれ違いますので一概には申し上げられません。

○照屋大河委員 6件中一番時間がかかったケースで構いませんので、時間を教えていただけませんか。

○當銘健徳交通部長 今ちょっと手元に資料がございませんので、お答えはできません。

○照屋大河委員 今回のケースで容疑者を特定したのはいつですか。

○當銘健徳交通部長 容疑者としてやっている分につきましては、14日でございます。

○照屋大河委員 14日から既にもう2週間以上経過しているんですが、過去の6件と比較して、容疑者と確定してからその時間いろいろさまざまにあるとおっしゃっていましたが、今回のこの2週間以上たっていることについて過去のものと比較して感想を聞かせてください。

○當銘健徳交通部長 先ほどから申し上げているように、それぞれ事件というのは個別でございますので、過去のものと比較してどうのこうのということではちょっと言えません。

○照屋大河委員 容疑者を特定してから逮捕状を請求、次の段階になると思うんですが、先ほど交通部長は事件は生き物であって、逮捕、起訴するまでが仕事であると、そういう意味では特定したらなるべく時間をかけずに逮捕状の請求、逮捕ということが望ましいわけですか。

○**當銘健徳交通部長** それも事件の個々で違ってまいります。

○**照屋大河委員** この6件すべて逮捕された、緊急逮捕も含めて、今回の事件について不公平ではないかという県民からの声もあります。この違いというのは、日米地位協定ですか。

○**當銘健徳交通部長** 現在、これについては個々に捜査をしている状況でございますので、お答えは控えたいと思います。

○**照屋大河委員** これまでの事件と何ら変わらないという認識ですか、捜査の対応について。

○**當銘健徳交通部長** 警察としては、事件ごとにそれぞれ証拠等を収集しながら事件を捜査しているところでありまして、この事件につきましても、現在、あらゆる角度から捜査事項を検討し捜査を進めているというところでございます。

○**照屋大河委員** もう一つですね。今回の件について、基地内での事情聴取の検討が日米政府間で行われていると、この報道について2003年の宜野湾市での事例について、県警察のほうで国の主権にかかわる問題として同じような提案があった際に拒否していたという報道がありますが、これについて事実でしょうか。

○**當銘健徳県交通部長** そのような報道があったことについては承知しておりますが、具体的な内容に関するところでございますのでお答えは控えさせていただきます。

○**照屋大河委員** 過去の県内での事例も含めて、今回の件について随分違っているんじゃないか、不公平じゃないかという県民の意見があります。2週間たってその身柄の引き渡しも行えない、逮捕状の請求もできないという事態について、専門家から政治問題を恐れるのではなく県警察はしっかりとやるべきだという意見も出ていますが、それについてどう思いますか。

○**當銘健徳交通部長** 県警察のほうとしては、必要な捜査を現在進めているというところでございます。

○**照屋大河委員** しっかり県民が納得するように、基地内で事情聴取を済ませてしまうのではなくて、先ほど交通部長もしっかり捜査について通訳の手配等も整っているんだと、自信を持っておっしゃられていましたので、こちら側で捜査ができるように、先ほどの基地内でやるとかじゃなくて、そういうところで力を尽くしていただきたいと思います。以上です。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はございませんか。

上原章委員。

○**上原章委員** 7日に事件が発生してきょうは30日、皆さんいろいろ証拠等の確認をする作業がこれまでより早く動いたと私は思っていたんですけども、ここまで日にちがかかっていることに対して、率直に県警察の御意見をお聞かせ願えますか。

○**當銘健徳交通部長** 県警察のほうといたしましては、できるだけ事件を早急に解決したいということで、全容解明に向け全力で取り組んでいるところでございます。

○**上原章委員** 今回、米軍側は県警察の捜査に全面的に協力するという表明もしていたんですけども、14日以降この事情聴取を拒否していることに対して、17日から皆さんは米軍側に出頭させるための捜査協力を要請していると。県からもあれだけ数回にわたってやっているということなんですが、それに対して米軍側から回答はあるんですか。

○**當銘健徳交通部長** 今現時点で出頭を求めて、被疑者は出頭に応じていないという現状ではございますけれども、警察捜査というものはこれだけではございませんのでいろいろやるのがございます。そういった意味からしたら、米軍当局の協力というものを得ながら進めているというところでございます。協力も十分に得られているところでございます。

○**上原章委員** ですから17日以降皆さんがこの出頭の要請をしているわけですけども、それに対して米軍側から回答はきょうまであるんですか。

○**當銘健徳交通部長** 被疑者の出頭のことについては毎日回答がございます。

○上原章委員 どういう回答が戻ってきているんですか。

○當銘健徳交通部長 出頭要請に対して出頭できませんという回答でございます。

○上原章委員 これは報道の中でのあれなんですけれども、向こうの弁護人からはこの米軍側の出頭要請はないというコメントがありますが、これは皆さんは承知しているんですか。

○當銘健徳交通部長 新聞報道があるということについては承知しております。

○上原章委員 それについては皆さんの見解はないですか。

○當銘健徳交通部長 我々としては出頭を私以下求めておりますし、連絡は密にやりながらやっているところでございます。

○上原章委員 ですから弁護人側、アメリカ側からは出頭要請はきていないということをおっしゃっているわけなんで、皆さんは要請しているけれども、また先ほどアメリカ側からは拒否しているという回答があると。お互いの主張とちょっと違っているんで、その辺は早急に確認すべきではないですか。

○當銘健徳交通部長 被疑者のほうの意思確認をして出頭を拒否しているということで我々は連絡を受けております。

○上原章委員 ちょっと大事なところだと思うので、弁護人のほうは米軍からの出頭要請はないと、その理解は得られていると、そのようなコメントがあるんですけれども皆さんは要請をしている。アメリカ軍はその容疑者にそういう出頭を要請していないということであれば、これは皆さんの意思が伝わっていないということになるのではないですか。

○當銘健徳交通部長 我々のところでは被疑者の意思を確認をしているところでございますので、被疑者が出頭に応じていないというところを確認しているところでございます。

○上原章委員 ではこの弁護人がおっしゃっていることが事実に基づいていないということで認識していいのでしょうか。

○當銘健徳交通部長 その件に関しましては新聞報道があったということについては承知しております。

○上原章委員 ぜひこれは確認していただきたいんですけども、いかがですか。事実確認をすべきではないんですか。

○當銘健徳交通部長 そのあたりは我々はいろんな手段を使って、米軍当局のほうとは連絡を取り合いながらやっているところでございます。

○上原章委員 ではその辺の事実確認をしっかりとすることで承知していいですか。

○當銘健徳交通部長 その辺まで含めて全部やっているということでございます。

○上原章委員 この事件は県民も大変注目して、もう本当に御家族も大変な思いをされているわけなので、ぜひ皆さんはその辺の強い姿勢でしっかり事件の解明をして、一日も早く解決してほしいと思います。もう一点、先ほどの関連ですが、この基地内での聴取について日米でそういう提案もあるだろうという報道がありますが、もしそういった提案があれば県警察は受けるんですか。

○當銘健徳交通部長 県警察としてはそのような報道があったということは承知しております。今回の事件については、捜査を進展させるべく国、さまざまなレベルでやりとりがなされているものと思慮されます。個々具体的なやりとりの内容については、県警察としてはお答えする立場にはないということになります。

○上原章委員 ですから中身を私は聞いているのではなくて、もしそういう提案があれば県警察としては受ける考えなんですか、それともそれは認めないという考えなんですか。

○**當銘健徳交通部長** 今、国などさまざまなレベルでやりとりがなされているということで思慮されます。

○**上原章委員** ちゃんとお答えしてほしいんですが、県警察の立場で私は聞いているので、県警察のスタンスは、こういうケースはあくまでも基地外で、ちゃんとした国内法で取り調べをするという姿勢なのか、明らかにするために基地内でも聴取をする、そういった方法も一つの選択肢として見ているのかお聞かせ願えませんか。

○**當銘健徳交通部長** 県警察としては今後の状況等を踏まえながら適切に対処をしていきたいと考えます。

○**上原章委員** わかりました。いずれにしても早急にこの事件を解決して、県民にしっかり明らかにしていただきたいと思います。以上です。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、上原委員から、先ほどの交通部長の、捜査に対して米軍の十分な協力が得られているとした答弁に対し訂正すべきではないかとの指摘があり、交通部長から県警察の要望に対してこたえてもらっているという趣旨であるとの説明があった。)

○**渡嘉敷喜代子委員長** 再開いたします。
ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡嘉敷喜代子委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、米軍人車両によるひき逃げ事件についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○**渡嘉敷喜代子委員長** 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関

係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人車両によるひき逃げ事件について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出するかどうかにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍人車両によるひき逃げ事件に関する意見書及び同抗議決議の提出及び文案等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定していた議題は終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子